

美術の森緑地整備基本構想策定委員会設置要綱

平成 24 年 5 月 31 日  
24 練地文 第368号

(設置)

第 1 条 練馬区立美術の森緑地(練馬区貫井一丁目 36 番 26 号。以下「美術の森緑地」という。)を練馬区立美術館(以下「美術館」という。)と一体的に整備するための基本構想等の策定を目的として、美術の森緑地整備基本構想策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、つぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 美術の森緑地の整備に伴う基本構想の策定方針および内容に関する事項
- (2) 練馬区長期計画その他の諸計画との調整に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるほか、区長が必要と認める事項

(構成および運営)

第 3 条 策定委員会は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 地元団体等の推薦する者 3 名以内
- (3) 公募区民 3 名以内
- (4) 別表に掲げる職にある者

2 策定委員会に委員長および副委員長を置き、区長が指名する。

3 委員長は、策定委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要と認めたときは、策定委員会に第 1 項各号に掲げる委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 5 条 策定委員会の庶務は、地域文化部文化・生涯学習課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 5 月 31 から施行する。

2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

別表(第 3 条関係)

職 名

区民生活事業本部地域文化部長

環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課長

環境まちづくり事業本部土木部計画課長